

(案)

収 穫 調 査 委 託 契 約 書

1. 調査名、委託予定数量、委託予定金額及び調査場所

調 査 名 (森林管理署等)	委 託 予定数量 (ha)	委 託 予 定 金 額	調査場所
令和 8 年度 収穫調査委託 (津軽森林管理署金木支署)	454.14	委託金額 円也 (うち取引に係る消費税及び 地方消費税額 円也)	別紙調査 内訳書の とおり

2. 契約期間

自 令和 年 月 日 (契約の翌日から)

至 令和 9 年 1 月 29 日

3. 契約保証金 免 除

4. 特約事項 別紙 1 のとおり

上記委託事業につき、委託者分任支出負担行為担当官 津軽森林管理署金木支署長 高橋 毅 (以下「甲」という。)と受託者 (以下「乙」という。)とは、本契約書及び令和 8 年 3 月 24 日付けで交付した収穫調査委託契約約款によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

委託者 (甲) (住所) 青森県五所川原市金木町芦野 200-498
(氏名) 分任支出負担行為担当官
津軽森林管理署金木支署長 高橋 毅

受託者 (乙) (住所)
(氏名)

調 査 内 訳 書

森林管理 署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
飯詰	分収造林	126は2	5.91	837	皆伐	100	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和9年1月15日(官2:民8)
飯詰	分収造林	136ろ	2.13	59	定間(全標)	10	直径每木	復命書提出期限は令和9年1月15日(官3:民7)
中里	分収造林	205に3	2.32	569	皆伐	100	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和9年1月15日(官3:民7)
中里	分収造林	215い1	3.12	838	皆伐	100	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和9年1月15日(官2:民8)
中里	分収造林	215ろ1	5.34	1,691	皆伐	100	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和9年1月15日(官2:民8)
中里	分収造林	215は1	10.39	3,661	皆伐	100	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和9年1月15日(官2:民8)
中里	分収造林	226い3	6.05	2,077	皆伐	100	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和9年1月15日(官3:民7)
中里	分収造林	226い4	5.34	1,833	皆伐	100	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和9年1月15日(官3:民7)
薄市	分収造林	341へ1(1伐区)	2.45	598	皆伐	100	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和9年1月15日(官2:民8)
薄市	分収造林	341へ1(2伐区)	2.32	574	皆伐	100	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和9年1月15日(官2:民8)
薄市	分収造林	342ろ3	2.96	806	皆伐	100	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和9年1月15日(官2:民8)
薄市	分収造林	342ろ8	7.41	2,097	皆伐	100	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和9年1月15日(官2:民8)
薄市	分収造林	342ろ11	0.43	79	皆伐	100	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和9年1月15日(官2:民8)
市浦	分収造林	536い	2.77	78	定間(全標)	10	直径每木	復命書提出期限は令和9年1月15日(官2:民8)
小泊	分収造林	582は1	2.10	451	皆伐	100	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和9年1月15日(官2:民8)
小泊	分収造林	582に2	2.65	903	皆伐	100	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和9年1月15日(官2:民8)
小泊	分収造林	582に4	4.57	1,566	皆伐	100	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和9年1月15日(官2:民8)
金木	分収造林	91に(1伐区)	3.27	1,320	皆伐	100	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年8月21日(官2:民8)
金木	分収造林	91に(2伐区)	4.68	2,196	皆伐	100	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年8月21日(官2:民8)
喜良市	分収造林	147へ	8.06	1,669	皆伐	100	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年8月21日(官3:民7)
市浦	分収造林	553ろ1	9.99	4,048	皆伐	100	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年8月21日(官2:民8)
市浦	分収造林	553ろ2	6.88	2,359	皆伐	100	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年8月21日(官2:民8)
小泊	分収造林	635と2	1.89	535	皆伐	100	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年8月21日(官2:民8)
小泊	分収造林	635ぬ	2.83	910	皆伐	100	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年8月21日(官2:民8)
喜良市	国有林	14は	29.03	1,704	定間(全標)	20	直径每木	復命書提出期限は令和8年8月21日
金木	国有林	93は	13.04	1,314	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年12月11日

調 査 内 訳 書

森林管理 署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
金木	国有林	93に1	0.98	94	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年 12月11日
金木	国有林	93に2	0.86	85	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年 12月11日
金木	国有林	93ほ	2.00	41	定間(全標)	20	直径毎木	復命書提出期限は令和8年 12月11日
金木	国有林	93へ1	1.19	121	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年 12月11日
金木	国有林	93へ2	1.75	110	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年 12月11日
金木	国有林	93へ3	0.93	96	定間(簡標)	35	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年 12月11日
金木	国有林	93へ4	0.42	27	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	復命書提出期限は令和8年 12月11日
金木	国有林	93と1	0.60	56	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年 12月11日
金木	国有林	93と2	0.80	46	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年 12月11日
金木	国有林	93と3	0.02	3	複層伐(天)	50	精密毎木	復命書提出期限は令和8年 12月11日
金木	国有林	93ち1	5.10	552	定間(簡標)	35	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年 12月11日
金木	国有林	93ち2	4.17	349	定間(簡標)	35	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年 12月11日
金木	国有林	93ち3	5.40	340	定間(簡標)	35	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年 12月11日
金木	国有林	93ち4	0.64	50	定間(簡標)	35	標準地(襲用)	復命書提出期限は令和8年 12月11日
飯詰	国有林	134い6	7.35	499	定間(全標)	20	直径毎木	復命書提出期限は令和8年 12月11日
飯詰	国有林	134い7	10.65	778	定間(全標)	20	直径毎木	復命書提出期限は令和8年 12月11日
飯詰	国有林	134ろ6	5.47	434	定間(全標)	20	直径毎木	復命書提出期限は令和8年 12月11日
飯詰	国有林	136わ	1.42	143	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年 12月11日
飯詰	国有林	136か	1.36	156	定間(簡標)	35	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年 12月11日
飯詰	国有林	137い	17.10	1,611	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年 12月11日
飯詰	国有林	137こ	0.61	35	定間(簡標)	35	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年 12月11日
飯詰	国有林	138い1	3.16	274	定間(簡標)	35	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年 12月11日
飯詰	国有林	138ろ2	4.48	562	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年 12月11日
飯詰	国有林	138ろ3	22.02	2,449	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年 12月11日
飯詰	国有林	139い1	17.50	2,103	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年 12月11日
飯詰	国有林	139い2	3.58	427	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年 12月11日

調 査 内 訳 書

森林管理 署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
飯詰	国有林	139い3	13.60	1,275	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年12月11日
今泉	国有林	353い1	12.95	1,148	定間(簡標)	35	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年12月11日
今泉	国有林	353い2	2.92	298	定間(簡標)	35	標準地(襲用)	復命書提出期限は令和8年12月11日
今泉	国有林	353い3	4.04	425	定間(簡標)	35	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年12月11日
今泉	国有林	353い5	2.58	230	定間(簡標)	35	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年12月11日
今泉	国有林	353い6	1.57	140	定間(簡標)	35	標準地(襲用)	復命書提出期限は令和8年12月11日
今泉	国有林	353い7	1.47	130	定間(簡標)	35	標準地(襲用)	復命書提出期限は令和8年12月11日
今泉	国有林	353い11	2.40	245	定間(簡標)	35	標準地(襲用)	復命書提出期限は令和8年12月11日
今泉	国有林	353い12	2.84	297	定間(簡標)	35	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年12月11日
今泉	国有林	353い13	2.66	279	定間(簡標)	35	標準地(襲用)	復命書提出期限は令和8年12月11日
今泉	国有林	354は1	2.26	220	定間(簡標)	35	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年12月11日
今泉	国有林	354は6	6.21	580	定間(簡標)	35	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年12月11日
市浦	国有林	564い1	33.68	4,164	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年12月11日
市浦	国有林	564い2	12.11	1,353	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	復命書提出期限は令和8年12月11日
市浦	国有林	564い3	8.08	1,014	列間(簡標)	33	標準地(簡標 又は3Dレーザ)	復命書提出期限は令和8年12月11日
市浦	国有林	564ろ	3.91	334	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年12月11日
市浦	国有林	564こ	2.33	231	列間(簡標)	33	標準地(簡標 又は3Dレーザ)	復命書提出期限は令和8年12月11日
市浦	国有林	564ほ	0.48	61	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	復命書提出期限は令和8年12月11日
市浦	国有林	565ろ1	10.03	1,659	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	復命書提出期限は令和8年12月11日
市浦	国有林	565ろ2	19.86	2,963	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年12月11日
市浦	国有林	565ろ3	20.41	1,703	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	復命書提出期限は令和8年12月11日
市浦	国有林	565ろ4	2.29	267	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年12月11日
市浦	国有林	565は1	7.12	1,219	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	復命書提出期限は令和8年12月11日
市浦	国有林	565は2	1.66	148	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	復命書提出期限は令和8年12月11日
市浦	国有林	565こ	6.43	922	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	復命書提出期限は令和8年12月11日
市浦	国有林	565ほ	0.50	62	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	復命書提出期限は令和8年12月11日

調 査 内 訳 書

森林管理 署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
市浦	国有林	565～1	1.18	126	列間(簡標)	33	標準地(簡標 又は3Dレーザ [®])	復命書提出期限は令和8年 12月11日
市浦	国有林	565～2	1.08	137	列間(簡標)	33	標準地(簡標 又は3Dレーザ [®])	復命書提出期限は令和8年 12月11日
合計			454.14	67,843				

特約事項（収獲調査委託）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、収獲調査委託契約約款第11条により対応する。